

14. その他

●生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障害のある方や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行うものです。

障害者世帯（身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯）を対象とする貸付は、下記のとおりです。

資金の種類	資金の目的	貸付上限額の目安	償還期間	据置期間	備考
福祉資金	住居の移転等に必要な経費	50万円	3年以内	6か月以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内		※対象となる車には一定の条件があります。
	住宅の増改築、補修等に必要な経費		7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費		5年以内		※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内の場合対象。
	就職の支度に必要な経費	50万円	3年以内		
	生業を営むために必要な経費	460万円 ※ただし、別途条件あり	9年以内 ※ただし、別途条件あり		※日本政策金融公庫、東京都中小企業制度融資等、他制度の活用が優先になります。 ※申請前に中小企業診断士との面接を調整させていただきます。 ※新規創業の場合は、全体経費の1/3以上の自己資金が必要です。 ※その他、借入には一定の条件があります。
	技能習得に必要な経費	技能習得期間毎に設定	8年以内		貸付上限額（例） 6か月程度：130万円 1年程度：220万円
	障害者用自動車の修理に必要な費用	50万円	3年以内		
※連帯保証人有：無利子 / 連帯保証人無：有利子（年1.5%）					

【問合せ先】

墨田区社会福祉協議会 電話 03-3614-3902 FAX 03-3612-2944

●福祉のまちづくり

墨田区では、「誰もが安心して快適に暮らせるまち」を実現するために、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設・民間建築物における段差解消などのバリアフリー化を積極的に進めるよう、建築主や事業者の方に御協力をお願いしています。なお、「東京都福祉のまちづくり条例」の対象となっている建築物は届出が必要です。詳しい内容については、東京都福祉保健局のホームページを参照していただくか、建築指導課までお問い合わせください。



東京都福祉のまちづくり整備基準適合証

(縦 20cm×横 20cm)

「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合している施設は、施設所有者等の請求により適合証を交付します。

【問合せ先】

建築指導課 指導・道路担当

電話 03-5608-6267 FAX 03-5608-6409

東京都福祉局 生活福祉部企画課

福祉のまちづくり担当

電話 03-5320-4047

日常生活の中で良く目に入る、ブルーか黒字に白のマーク（またはその逆になっている）が国際シンボルマークです。

国際シンボルマークは障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が発行し、アクリル樹脂板・ステッカー等を販売しています。

【問合せ先】

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

新宿区戸山 1-22-1

電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

URL <https://www.jsrpd.jp/overview/symbol/>



シンボルマークが使用できる条件	
玄関	地面と同じ高さにするほか、階段のかわりにまたは階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。
出入口	80 cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。
ランプ	傾斜は 12 分の 1（こう配 4.5° 強）以下とする。室内外を問わず階段のかわりにまたは階段の他に、ランプを設置する。
通路、廊下	130 cm以上の幅とする。
トイレ	利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。
エレベーター	入口幅は 80 cm以上とする。
この他にも障害者が利用できる公共輸送機関に使用することが認められています。	

※現在、国や自治体において、建築物への設置基準が設定されております。

建築物にマークを設置する際は、国（バリアフリー新法）や自治体（まちづくり条例）などの設置基準に基づき使用することを推奨しています。

●みんなにやさしいバリアフリーマップ

平成 23 年 4 月に墨田区公式ウェブサイト開設したバリアフリーマップです。

高齢者・障害者・乳幼児を連れた方等、誰もが快適で安全にまち歩きできるよう、区内の公共施設・駅・民間施設等のバリアフリーに関する情報を掲載しています。

【主な掲載内容】

主たる出入り口・エレベーター・エスカレーター・母子用設備・駐車場・点字情報・一般トイレ情報・バリアフリートイレ情報等

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-1163 FAX 03-5608-6403

●福祉のまちづくり施設整備助成

障害のある方や高齢の方、乳幼児をお連れの方など、全ての方々が安全・快適に店舗等を利用できるように、スロープやエレベーターなどの整備を行う場合に、その費用の一部を助成しています。

【対象者】

中小企業者、個人、社会福祉法人等

【対象施設】

不特定多数の方が利用する店舗、集会施設等

【対象整備】

東京都福祉のまちづくり条例施行規則に定める基準に合った手すり及びスロープ、出入口、便所、エレベーターを整備する事業

【助成額】

助成対象工事の工事費等の 2 分の 1（整備の種別ごとに限度額あり）

【助成条件】

工事着手以前に助成対象の認定申請を行い、認定を受けること。

※施設の使用・規模、整備内容によっては助成の対象とならない場合があります。

詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-1163 FAX 03-5608-6403

●都営住宅の申込み

身体障害者手帳の交付を受けている方等で、世帯の所得が定められた基準内であることなどの要件に当てはまる場合は、都営住宅に申し込むことができます（申込者の都内居住年数等の入居資格の詳細は、東京都住宅供給公社にお問合せください。）。また、心身に障害のある方等を含む 2 人以上の世帯は、当せん確率が一般の方より優遇される場合があります。

なお、都営住宅の募集時期については、都や区の広報やホームページでお知らせします。

*** 家族（2人以上の世帯）向住宅（抽せん方式）※優遇抽せんあり ***

優遇抽せんとは、優遇資格に当てはまる 2 人以上の世帯が優遇抽せんのある地区に申し込んだ場合に、当せん確率が高くなる制度です。

●甲優遇（優遇倍率 5 倍）

【対象】

申込者又は同居親族が次のいずれかに当てはまる世帯

①身体障害者手帳 5 級～7 級の交付を受けている方

②愛の手帳 4 度の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

④原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方

⑤「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」に基づく医療費の助成を受けている等の難病患者等

●乙優遇（優遇倍率7倍）

【対 象】

申込者又は同居親族が次のいずれかに当てはまる世帯

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている方
- ②愛の手帳 1 度～3 度の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- ④戦傷病者手帳第 1 款症以上の交付を受けている方

*** 家族（2人以上の世帯）向住宅（ポイント方式） ***

ポイント方式とは、抽せんをしないで、住宅に困っている度合いを判定し、その度合いの高い世帯から順に（入居資格審査に合格した場合に）、住宅をあっせんする方式です。

【対 象】

申込者又は同居親族が次のいずれかに当てはまる世帯

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている方
- ②愛の手帳 1 度～3 度の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- ④戦傷病者手帳第 1 款症以上の交付を受けている方

*** 車いす使用者世帯向住宅（ポイント方式）又は（抽せん方式） ※抽せん方式の優遇抽せんなし ***

【対 象】

申込者又は同居親族に、住居内の移動に車いすの使用を必要としている満6歳以上の方がいて、その方が次のいずれかに当てはまる世帯

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方
- ②戦傷病者手帳第 1 項症以上の交付を受けている方

*** 単身者向住宅（抽せん方式） ※優遇抽せんなし ***

【対 象】

次のいずれかに当てはまる方

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている方
- ②精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級の交付を受けている方（障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- ③知的障害者で②の精神障害の程度に相当する方（愛の手帳 1 度～4 度の交付を受けている方等）

*** 単身者用車いす使用者向住宅（抽せん方式） ※優遇抽せんなし ***

【対 象】

住居内の移動に車いすの使用を必要としていて、次のいずれかに当てはまる方

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている方
- ②戦傷病者手帳第 1 項症以上の交付を受けている方

※上記の内容や入居資格についての詳細は、東京都住宅供給公社にお問合せください。

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 電話 03-3498-8894／都市計画部 住宅課 電話 03-5608-6214
FAX 03-5608-6409

●住宅修築資金の特別融資あっせん

心身に障害のある方のための専用室を設ける場合や、生活しやすくなるように修築等を行う場合、区内等の信用金庫へ融資のあっせんをします。また、利子の一部及び保証料の補助を行います。（融資の可否については、金融機関の審査があります。）

【対 象】

申込者本人または同一世帯の世帯員が以下の要件に当てはまる方

- ① 身体障害者手帳 1～4 級の方 ② 愛の手帳 1～4 度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の方 ④ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方
- ⑤ 国の指定難病等の難病医療費助成を受けている方
- ⑥ 改修後に居住、前年の所得額が 1,200 万円以下 などその他の要件があります。

【融資内容等】

融資限度額：500 万円

利 率：2.0%

返済方法：元金均等月賦償還 10 年以内（300 万円以下は 7 年以内）

【区の補助】

- ① 利子補助：所得制限以下の場合は全額、以上の場合は半額

◆所得制限

世帯人数	所得
1 人	0 円～2, 5 6 8, 0 0 0 円
2 人	0 円～2, 9 4 8, 0 0 0 円
3 人	0 円～3, 3 2 8, 0 0 0 円
4 人	0 円～3, 7 0 8, 0 0 0 円

※5 人目以降については、世帯人数が 1 人増えるごとに 3 8 万円を追加

- ② 保証料補助：全額

【問合せ先】都市計画部 住宅課 電話 03-5608-6215 FAX 03-5608-6409

●療養資金の貸付

高齢者、心身に障害のある方等が、疾病または負傷による医療費の支払いにお困りの場合に、当該療養者の世帯に療養資金をお貸しします。

【対 象】

- ① 区内に 1 年以上住所を有し、公的な医療保険に加入していること
- ② 区市町村民税を滞納していないこと
- ③ 所得が基準内であること

貸付限度額	貸付方法	貸付内容	償還方法
90 万円 （無利子）	連帯保証人を立てて、限度額まで貸付ける。	・ 保険診療の一部負担金 ・ 保険診療外の差額ベッド代 ・ 保険診療外の食事負担金	据置期間経過後、均等月額償還（最高 50 回）とする。
限度額なし （区長委任）	墨田区国民健康保険から後日給付される高額療養費見込み額を、限度額なしで貸付ける。	・ 高額療養費	給付金を区長が代理受領して償還金に充てる。

【問合せ先】

地域福祉課 地域福祉担当 電話 03-5608-6151/1163 FAX 03-5608-6403

●障害者福祉施策と介護保険の関係

【介護保険とは】

高齢者等が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう社会全体で支える仕組みです。

【障害者福祉施策と介護保険とで共通するサービス】

◇訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇通所介護（デイサービス）
◇訪問入浴介護（訪問入浴サービス） ◇短期入所（ショートステイ）
◇福祉用具の一部（補装具の一部、日常生活用具の一部）◇住宅改修

身体・知的または精神に障害のある方、難病患者等の方で、第1号被保険者（65歳以上の方）および第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方のうち、特定疾病が原因で介護が必要になった方）が上記の共通するサービスをご利用になる場合には、要介護（要支援）認定を受けて、[介護保険サービス]をご利用いただくことになります。

なお、上記の共通するサービスのうち、次のサービスは、障害福祉サービスも利用できる場合があります。

訪 問 介 護	全身性障害者、聴覚障害者、視覚障害者、内部障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の方については、介護保険の訪問介護だけでは不足する部分について、障害福祉サービスの「ホームヘルパー派遣（自立支援給付サービス）」を利用できる場合がありますので、ご相談ください。
福 祉 用 具 (車いす、歩行器、歩行補助つえ)	介護保険の福祉用具では個別の身体状況に対応できない場合に、障害福祉サービスの「補装具」または「日常生活用具」として対応できる場合がありますので、ご相談ください。
住 宅 改 修	介護保険の第2号被保険者については、介護保険による給付を受けてなお足りない場合に、「中規模改修」として給付できる場合がありますので、ご相談ください。

介護保険の対象とならない方は、従来どおり障害福祉サービスをご利用いただくことになります。

【問合せ先】

＜介護保険サービスについて＞

介護保険課 給付・事業者担当 電話 03-5608-6149 FAX 03-5608-6938

＜障害者サービスについて＞

障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165（身体障害者手帳をお持ちの方）
03-5608-1304（愛の手帳をお持ちの方）
FAX 03-5608-6423

＜精神障害者、難病患者等の方＞

健康推進課地域保健担当 電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108

●ふれあい収集事業（資源・ごみの収集）

資源やごみを集積所まで出すことが困難で、身近な人などの協力を得られない65歳以上の高齢者や障がいのある方のみの世帯を対象に、ご自宅まで訪問し、安否確認を目的とした資源・ごみのふれあい収集を行っています。ご利用に当たっては登録が必要です。

【問合せ先】

すみだ清掃事務所 電話 03-5608-6922 FAX 03-5608-2573

●要配慮者サポート隊事業

75歳以上の一人暮らしや75歳以上だけの世帯、要介護3～5の方など、障害をお持ちの方、万一の災害時にとっさの避難行動がとれるかどうか、ご心配がある方に対して、区では町会・自治会の協力をいただき、お困りの方を支援する方策を進めています。

【要配慮者サポート隊事業とは】

区は防災対策の一環として、要配慮者サポート隊の結成を促進しております。これは、災害時の避難行動などに不安のある高齢者・障害者等を近隣の皆さんの支援（サポート）で、災害から守ろうとするものです。

町会・自治会ごとに要配慮者サポート隊事業への活動促進・結成をお願いしています。

【問合せ先】

防災課 防災係 電話 03-5608-6206 FAX 03-5608-6425
または各町会・自治会

●家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付

墨田区内在住で、次の対象者に該当する方のいる世帯にそれぞれ 1 回ずつ取付けを無料（ただし、上限額は、家具転倒防止器具 14,500 円、ガラス飛散防止フィルム 17,500 円）で行います。なお、リフォーム、区内転居、建替に伴う再取付けは可能です。

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- ① 満 65 歳以上の方
- ② 身体障害者手帳 1・2 級の方、愛の手帳 1～3 度の方
- ③ 未就学児のいるひとり親世帯の方

【取付けの対象となる部屋】

・原則、対象者が生活する部屋とします。

【取付け方法】

・区の契約業者が調査の上、取付けを行います。

【受付・問合せ先】

- ① 高齢者のいる世帯の方は
高齢者福祉課 支援係 電話 03-5608-6168 FAX 03-5608-6404
- ② 障害者のいる世帯の方は
障害者福祉課 障害者給付係 電話 03-5608-6163 FAX 03-5608-6423
- ③ 未就学児のいるひとり親世帯の方は
防災課防災係 電話 03-5608-6206 FAX 03-5608-6425

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

マークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



【配布場所】

- (ア) 区役所 本庁舎3階 障害者福祉課
(イ) 都営地下鉄各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く）駅務室
(ウ) 都営バス各営業所
(エ) 荒川電車営業所
(オ) 日暮里・舎人ライナー（日暮里駅、西日暮里駅）駅務室
(カ) ゆりかもめ（新橋駅、豊洲駅）駅務室
(キ) 多摩モノレール（多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅）駅務室（一部時間帯を除く）
(ク) 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）
(ケ) 都立病院、公益財団法人東京都保健医療公社の病院等

赤色の地に白色の十字とハートのマークです

【問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6217 FAX 03-5308-6423

●ヘルプカード

障害のある人が災害時や緊急時に周囲の方に手助けや配慮が必要であることを伝えるために使います。

【使い方】

カードは2つ折りになっており、上面に名前や住所、緊急連絡先などの個人情報を、下面にまわりの方に伝えたいことを記入します。

【対象】

障害のある方、難病の方などで希望する方
※障害者手帳の提示などは必要ありません

【配布場所】

- (ア) 区役所 本庁舎3階 障害者福祉課
(イ) 健康推進課（すみだ保健子育て支援総合センター2階）
(ウ) 各出張所
(エ) 墨田区公式ウェブサイトのヘルプカード紹介ページ（ダウンロード版）

【費用】

無償

【問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6217 FAX 03-5608-6423



●ヘルプシール

障害のある方が、周囲に理解してほしいことや、配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、身に着けるものに貼って使用する、コミュニケーション支援「ヘルプシール」です。全29種。

【使い方】

お手持ちのパスケース、スマートフォンなどに貼り付けてご活用ください。

【対象】

区内在住・在勤・在学の方
※障害者手帳などの提示は必要ありません。

【配布場所】

区役所 本庁舎3階 障害者福祉課

【費用】

無償

【問合せ先】

障害者福祉課 庶務係 電話 03-5608-6217 FAX 03-5608-6423

